



国自技第181号
国自整第120号
平成18年12月25日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部

技術企画課長



整備課長



バスの自動車検査証の備考欄等への記載に係る協力依頼について

専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（以下「バス」という。）については、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（平成18年9月27日付け国自技第140号、国自環第138号）により、立席を有するものにあっては、高速道路等を運行する場合は立席を使用できないことから、その旨を明確にするため、立席定員数を除く乗車定員数を自動車検査証の乗車定員欄に括弧書きで記載するとともに、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席（保安基準第22条第3項第1号から第5号に掲げる座席を除く。以下「その他の座席」という。）に座席ベルトを備えていないものにあっては、高速道路等を運行しない自動車であることを明確にするため、「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」と自動車検査証の備考欄に記載することとしたところです。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ、自動車検査証への記載に関する下記1の事項と、これらの記載がある場合の取扱いに関する下記2の事項について、貴会傘下会員の協力が得られますよう、周知徹底をお願いします。

なお、乗車定員の取扱いについては、平成19年1月1日以降に製作されたバスに適用されますので、念のため申し添えます。

記

1. 自動車検査証の備考欄への「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載について

次の(1)のバスにあっては、各関係者において(2)の措置がなされるよう、お願いします。

(1) 次の全てに該当するバス

- ① 自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載のないもの
- ② 昭和62年9月1日（輸入された自動車にあっては昭和63年4月1日）以降に製作されたもの
- ③ その他の座席に座席ベルトを備えていないもの

(2) 関係者における措置

① バス使用者について

継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）の際はもとより、可能な限り定期点検整備等のあらゆる機会を利用して、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局の運輸事務所及びその事務所を含む。以下同じ。）又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に自動車検査証及び別紙の申出書を提出して自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載を受けること。

また、高速道路等を運行しないバスの継続検査等を行う際は、整備事業者又は運輸支局等にその旨を申告すること。

② 指定自動車整備事業者について

次の措置を講じるよう努めること。

イ 保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白部分に「座席ベルトなし」等他の座席に座席ベルトを備えていない旨を記載して、原則として、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に継続検査の申請を行い、自動車検査証への記載を受けること。

ロ 保安基準適合証を使用者に交付して、使用者自ら継続検査の申請を行う場合は、自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載を受ける必要があること、また、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に申請するよう使用者に説明すること。

ハ 指定整備記録簿への「座席ベルトなし」等他の座席に座席ベルトを備えていない旨の記載は必要ないものとする。

2. 自動車検査証に記載のある自動車に係る取扱い

自動車検査証に本取扱いによる記載のあるバスに係る以下の事項について

て、各種機会を通じて関係各位に周知をお願いします。

- (1) 乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席は、高速道路等では使用することができないこと。
- (2) 備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」との記載があるバスは、高速道路等を運行できないこと。

別紙

自動車検査証備考欄記入申出書（案）

○○運輸支局長 殿

自営業所において使用する以下に掲げる自動車については、高速道路等において運行しない自動車であることから、自動車検査証備考欄に「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）3-4-19 29.に基づく記載を行うことを申し出ます。

対象自動車

登録番号	車台番号	初度登録年月

年 月 日

事業者名

代表者名

営業所名

住 所

申請者名 印

※申請者の署名により押印に代えることができます。